

消費生活情報

くらしのまど

エコ消費で賢い消費者になりましょう

7月1日からプラスチック製レジ袋の有料化が始まりました。その背景にはプラスチックごみによる深刻な海洋汚染などがあります。今回は消費者である私たちの行動に関連して、エコ消費について考えます。

【担当課】消費生活センター (立石5・27・1ウィメンズパル内) ☎03(5698)2311

エコ消費とは

エコ消費とは倫理的、道徳的という意味で、自分の事だけでなく自分以外の人や環境、社会などのことを考えて行う消費行動のことです。

動のことを指します。思いやりの気持ちを持って生活していくことが、エコ消費につながります。

環境に配慮して

- 必要なものを必要な分だけ購入する
●リサイクル製品やエコ商品など環境に配慮した製品を選ぶ
●食べ残しを減らす
●人や社会に配慮して
●福祉作業所などで作られた商品を購入する
●寄付付きの商品を購入する

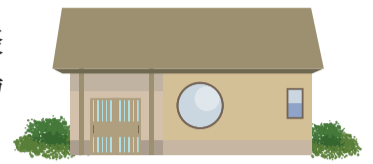
エコ消費のすすめ

身近な行動の中にも、エコ消費に当てはまるものは多くあります。環境に配慮して「これを捨てたらどうなるのかな?」など、少し考えてみるだけでもエコ消費につながります。私たちが物を選択する基準を変えれば、企業が生産する物のあり方も変化します。毎日の暮らしの中で、できることを無理のない範囲で継続していくことが大切です。



木造住宅の耐震助成・液状化対策助成などの説明会・相談会

助成制度の説明会と建築・地盤の専門家による個別相談会を実施します。車での来場はご遠慮ください。



【日時・会場】

木造住宅 いずれも同じ内容です。直接会場へ(先着順)。

Table with columns: 日時, 会場. Rows list dates and locations for wood-frame housing events.

非木造住宅 直接会場へ(先着順)。

Table with columns: 日時, 会場. Rows list dates and locations for non-wood-frame housing events.

【定員】 各回20人程度

【内容】 ▶液状化対策・耐震・ブロック塀等撤去の各助成制度について
▶耐震診断・改修設計・改修工事について
▶地盤の液状化に対する備えについて
▶個別相談会

【担当課】 建築課

▶耐震に関すること ☎03-5654-8552

▶液状化に関すること ☎03-5654-8553

区内の事業主の方へ

従業員の雇用に奨励金を支給します

区では、国が実施する雇用関係助成金を受給した区内中小企業に、追加で奨励金を支給しています。申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。【担当課】産業経済課 ☎03-3838-5556

新規 葛飾区生涯現役コース 奨励金



【対象】 国の「特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)」の支給決定を受け、区内に住所を有する方を雇用した区内事業主 支給決定から3カ月以内に申請してください。

特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)とは

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、1年以上継続して雇用する事業主に対して国が助成します。

【支給額】

Table showing incentive amounts based on target worker's working hours and national subsidy.

拡充 葛飾区正規雇用等 転換促進奨励金



【対象】 国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給決定を受け、区内に住居を有する方の雇用転換などを行った区内事業主 支給決定から2カ月以内に申請してください。

キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは

非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して国が助成します。

【支給額】

Table showing incentive amounts for career upgrade based on employment status change and national subsidy.

葛飾区トライアル雇用 促進奨励金



【対象】 国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受けた区内事業主 支給決定から3カ月以内に申請してください。

トライアル雇用助成金とは

常用雇用への移行のきっかけとするため、就職が困難な求職者を原則3カ月間の試用雇用した事業主に対して国が助成します。

【支給額】

※一般トライアルコースの場合(一例)

葛飾区より支給 トライアル雇用 促進奨励金 最大12万円

ハローワークより支給 トライアル雇用 助成金 最大12万円

事業主 最大24万円



政治家は有権者に寄附を「贈らない」 有権者は政治家に寄附を「求めない」 政治家から有権者への寄附は「受け取らない」 寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。【担当課】選挙管理委員会事務局 ☎03-5654-8493~6

